

103. 被害者加害者及びその家族を含めた「犯罪によって傷ついた人々」の包括的な支援体制の構築に関する実践研究

特定非営利活動法人 World Open Heart 理事長

阿部 恭子

概要

日本において発展途上にある加害者家族支援と犯罪発生後の隠された被害者の発掘と支援の可能性について「犯罪に巻き込まれた人々」の相談窓口を設置し支援のニーズを把握するとともに、事件現場を訪問し、被害者加害者双方の親族及び関係者からの聞き取りと対話集会を実施した。四国において新たな加害者家族支援団体が組織され、日本弁護士連合会にて加害者家族支援の研究会が立ち上がり、犯罪によって傷ついた人々の包括的な支援体制の構築に向けた話し合いが進められている。支援体制構築のハードルとなっている日本の状況と展望について、阿部恭子・佐藤直樹著『脱「世間」のすすめ—誹謗中傷大国日本で生き抜くために』にまとめ現代書館から出版し提言を続けている。

背景および目的

1. 支援の網の目からこぼれる人々の救済に向けて

特定非営利活動法人 WorldOpenHeart（以下 WOH）は、日本で初めて親族が事件・事故を起こしたことによって犯罪者同様に制裁や差別を受ける「加害者家族」を対象とした包括的支援活動を開始し、これまで日本中を震撼させた凶悪事件から軽微な犯罪まで 3800 件以上の加害者家族の支援を経験している。

2004 年、犯罪被害者等基本法が制定され犯罪被害者やその家族への全国的な支援体制の整備が進められる一方で、加害者家族は支援の網の目からこぼれる存在だった。

欧米諸国で加害者家族は”HiddenVictim”（隠された被害者）、”Forgotten Victim”（忘れられた被害者）と表現される。日本に比べ犯罪発生率が高く、長期受刑者が多い国々では面会費用の立て替えや刑務所への送迎といった外部交通を促進する支援が活発に行われている。受刑者と家族の関係を維持することは出所後の帰住先の確保に繋がり、欧米諸国において民間刑務所と連携した加害者家族支援はその再犯防止機能が重視され国民に受け入れられている。

欧米諸国では個人と家族が明確に分離されていることから、たとえ未成年犯罪者の親であっても辞職や地域を追われるといった社会的制裁が家族に及ぶことはない。したがって、加害者家族はメディアのインタビューにも実名・顔出しで応えるケースが多く、加害者家族自身が運営している支援団体も珍しくはない。

一方で、犯罪の少ない日本では犯罪者に対する抵抗感が強く、社会復帰が困難な状況にある。明治初期まで「縁座」という犯罪者の家族が連帯責任を負う制度が存在し、未だに家族に社会的責任を求める風潮が強く残っている。しかし、WOH の活動に伴って加害者家族の実態がメディアを通して社会に知られるようになるにつれ、徐々にその被害者性に焦点が当てられるように変化してきた。

WOH の他に、加害者家族支援を標榜する団体は大阪を拠点とする特定非営利活動法人スキマサポートセンター、弁護士が法的支援を行う犯罪加害者家族支援センターの三団体のみであり加害者家族の受け皿が乏しいのが現状である。

日本の犯罪は家庭内で発生している事件が多く、殺人事件の約半数は家族間殺人であり、残された家族は加害者家族であると同時に被害者家族でもある。したがって、日本の加害者家族の実態に鑑みれば、被害者支援という名目の下で加害者家族への支援が展開されてもおかしくはないという見方もできる。

そこで、WOH では加害者家族の受け皿を広げるために「犯罪に巻き込まれた人々の支援」という概念を提唱し、行政における支援体制の構築を求めて活動してきた（阿部恭子・岡田行雄著『刑事法による被害と向き合おう―被害者加害者を越えて―』現代人文社）。2020年、更生支援、加害者家族支援、被害者支援を行う支援者が集まり、Inter7 という団体を組織し「犯罪に巻き込まれた人々」の支援活動を開始した。犯罪に巻き込まれた人々の中には、加害者被害者及びその親族だけでなく、事件の目撃者、事件が発生した地域の人々、冤罪被害者、捜査の対象となった人々なども含まれる。

本事業では、犯罪によって傷ついた人々の包括的な支援体制を構築するために、重大事件が発生した地域などにおける被害者加害者双方への聞き取りによるニーズの把握と対話集会の開催によって、各地に犯罪に巻き込まれた人々の受け皿を構築するための活動を行う。

経過

2. 犯罪によって傷ついた人々のニーズの把握

(1) 相談対応（24 時間年中無休）

第一に、犯罪発生後に支援の網の目からこぼれる人々のニーズを把握するために「犯罪に巻き込まれた人々」のための相談窓口を WOH に設置し、パンフレットを作成して全国の矯正管区、保護観察所、法務少年支援センター、法務局の人権擁護局、人権課などに500部を送付して広報を行う。

犯罪に巻き込まれた人々からの相談は一年間で520件。内訳は「親族以外が被害者である加害者家族」（301件）、「親族内の事件の家族」（155件）、「事件が発生した地域の住民」（55件）「事件の目撃者」（1件）、「冤罪被害者」（1件）、「冤罪被害者家族」（1件）、「自死遺族」（1件）、「犯罪者の友人」（1件）、「被害者の友人」（1件）、「犯罪者の元恋人」（1件）、「被害者の元恋人」（1件）、「犯人と疑われていた人」（1件）である。それぞれの困りごとに対応し、各種専門家や医療機関、自助グループなどの紹介及び付き添い活動を行った。

(2) フィールドワーク

第二に、東京、仙台、青森、岩手、山形、長野、愛知、岐阜、三重、高知、福岡、熊本の12カ所で犯罪に巻き込まれた人々を対象にした相談会及び対話集会を開催し、のべ72名が参加した。東京と仙台では月二回犯罪に巻き込まれた人々のための相談会の場を設け、WOH スタッフ及び宗教者、臨床心理士が参加し助言を行った。さらに、二カ月に一度、犯罪に巻き込まれた人々の支援に関するオープンミーティングを開催し、弁護士、心理職、福祉職、保護観察官、ルポライター、報道関係者などが参加し、犯罪に巻き込まれた人々の受け皿の構築について議論を重ねた。

青森では冤罪被害者家族2名が参加し、WOH スタッフと弁護士が助言を行った。岩手ではDVが原因で離婚した夫婦の妻が子どもが父親に会いたがっているということで夫と対話する機会を設けた。夫はDVの更生支援団体に通っており、対話を通じて元妻は元夫の努力は認められるとして子どもと父親が合う機会を増やしてもよいという結果になった。山形では幼い頃、兄から性暴力を受けていた女性が何度も母親に相談したにもかかわらず対応してもらえず、その傷が癒えていないことを理由に親の介護はできないと母親に伝え、母親も心情を理解した。

長野では数年前に発生した複数人が殺害された事件の地域住民からの相談及び対話を12回開催した。岐阜では数年前に発生した殺人事件の加害者家族と地元の支援者による対話、保護観察官、弁護士、地元メディアによる支援に関する勉強会を4回開催した。三重では死刑囚の家族と弁護士を交えて対話した。愛知では介護殺人の親族から受刑中の家族の出所後の支援先についての相談を受け、話し合いにより親族による受け入れではなく施設入所してもらう方向で環境調整することが決まった。熊本では犯罪に巻き込まれた外国籍の人々のための相談会を2回開催した。外国籍の人々の支援については地域にもよるが被害者支援も十分ではない現状があることが明らかとなった。

高知では犯罪に巻き込まれた人々のための相談会と支援に向けた研究会を地元で4回開催し、研究会には社会福祉士、福祉を専門とする大学の研究者、地元メディアが参加し、定期的に情報交換していくことが決定した（高知新聞2025年3月17日朝刊19面）。2025年8月31日14:00～16:00高知市文化プラザかるぽーと第三学習室にて「加害者家族と被害者家族―犯罪に巻き込まれた人々の支援を考える―」と題したシンポジウムを開催し、一般市民約30名が参加した（高知新聞2025年9月1日朝刊21面）。検察庁の職員や犯罪被害者支援に携わる人々が参加し、被害者加害者双方の支援の可能性について議論する初めての機会となった。

福岡は豊前市で活動続ける「オックス―奥本章寛さんと共に生きる会―」取材した。2010年、宮崎県宮崎市で義母と妻子の三人が殺害される「宮崎3人殺害事件」と呼ばれる事件が起きた。加害者の奥本章寛氏には、裁判員裁判で死刑判決が下され、2014年に死刑が確定している。奥本死刑囚の家族は、事件後も地域の人々に支えられ、事件前と同じ地域で生活続けている非常に珍しいケースである。その背景にはオックスの存在が大きく、事務局長の荒牧浩二氏が中心となり、地元で集会を開き、事件に関する情報を住民と共有する努力を重ねてきた。地元で奥本氏を知る人々の多くは、死刑判決は重すぎるのではないかと考えており減刑を求める署名活動を行ってきた。犯行の背景に義母からの日常的な暴言・暴力があり、犯行時、判断能力は著しく低下していた。犯行の引き金になった言葉は奥本氏が生まれ育った地域に対す侮辱の表現である。犯罪によって抵抗することは断じて許されないが、奥本氏の故郷を想う気持ちに地元住民からは同情が集まった。奥本氏と面会を続ける荒牧氏は死刑に反対しているが、単純に死刑廃止を主張するだけではなく、命を奪った者にできる償いとは何かを考え続けてきた。拘置所でできることは限られており、奥本氏は絵を描き荒牧氏がその絵を素にしたグッズを作成・販売し、売り上げを被害者遺族に送り続けている。オックスは加害者側だけでなく、被害者遺族とも交流を続けている。こうした活動は例がなく、被害者と加害者の共生社会のモデルケースであり、その活動や思想を広めるとともに、同様の実践活動の誕生を期待するところである（阿部恭子『家族が誰かを殺しても』イーストプレス、『家族間殺人』幻冬舎新書、2021）。

以上、12カ所の地域で相談会や集会を行い、地域の活動を調査するとともに、地方自治体の福祉課や人権課といった適当と思われる部署を訪問し、「犯罪に巻き込まれた人々」への支援窓口の設置の可能性を模索した。

結果とまとめ

3. 事業による成果

(1) 民間団体による加害者家族支援の発展

本事業によって2025年6月、四国で四番目となる加害者家族支援団体「特定非営利活動法人こねくと高知」が誕生した。スタッフは高知県内で活動する社会福祉士が中心であり、WOHと連携しながら高知県内の加害者家族の支援を行う。

2025年、日本弁護士連合会が加害者家族支援のワーキンググループを立ち上げ、加害者家族の法的支援を本格化することになった。同年3月27日18:00～20:00弁護士会館2階講堂で加害者家族を取り巻く現状と支援の必要性について考えるシンポジウムが開催され、WOHの阿部恭子が基調報告を行った。さらに、TBS社会部記者の守田哲氏から2019年に発生した東池袋暴走事故の被害者遺族と加害者家族の対話の実現についての報告が行われた。WOHでは事故直後から本件の加害者家族の支援を担っており、守田記者の取材に応じてきた。本件の加害者家族はいわゆる「上級国民バッシング」の影響を受け、家族も特権を受けていたのではないかとネットを中心に誹謗中傷を受けた。加害者に禁固五年の判決が確定し、収監された後、被害者遺族は情報伝達制度を利用して加害者と面会を果たした。その後、加害者家族と被害者遺族の対話の機会が実現し、その様子はTBS「報道特集」で放送された。事件は被害者のみならず加害者家族をも巻き込んでおり、双方が対立しあうのではなく再発防止のために協力できる可能性もあり得るという希望が垣間見える内容だった。

(2) 制度化への課題

市民団体や日弁連が加害者家族支援を表明する一方、地方自治体の取り組みは非常に消極的である。近年、公務員へのカスタマーズハラスメントが増加しており、カスハラ条例を設定する自治体も増えている。このような状況で、行政が加害者家族支援に乗り出すことは批判を招くリスクがあり、構想は実現していない。しかし、東

京都では「犯罪なんでも相談」という相談窓口が設けられており、被害者のみならず加害者家族らも相談可能である。「犯罪に巻き込まれた人々」や「犯罪によって傷ついた人々」は加害者本人や出所者は相談しにくい印象があり、「加害者被害者」といった言葉を入れた方がわかりやすいという意見もあった。いずれにしろ、包括的な相談窓口の設置について行政の担当者から前向きな返答を得たものの、どこの機関及び部署が担うのかといった具体的な検討には至っていない。

衆議院議員の中谷一馬氏は、2021年3月17日の衆議院法務委員会で「犯罪加害者家族に関する質問主意書を提出し、犯罪加害者家族への差別・排除を防ぎ、再犯防止の観点から政府が実態調査や諸外国の支援研究を行った上で、課題解決に向けた支援を行う意思があるのか質問した。法務大臣は、加害者家族の抱える深刻な状況や、特に子供たちへの影響の重要性については認識を示しているが、政府としての直接的な支援施策の構築には消極的である。

引き続き問題提起を行っていく必要がある。

今後の展望と課題

3. 犯罪によって傷ついた人々の支援に向けて

(1) 加害者側の支援の課題

犯罪に巻き込まれた人々とはいかなる人を指すのか。まず、罪を犯した加害者本人をどう考えるのか。自ら罪を犯したにも関わらず、「巻き込まれた」と捉えることに違和感を覚える人もいるであろう。しかし、社会が更生の場として機能するためにも、なぜ、罪を犯すに至ったのか、その背景を分析することによって、加害行為の責任が本人のみならず社会にも帰する可能性を検討しなければならない。犯罪を犯す過程で、加害者の過去に被害体験が浮上するケースは多々存在する（阿部恭子・岡田行雄著『刑事法による被害と向き合おう―被害者加害者を超えて―』現代人文社）。決して加害者本人に責任がないと結論付けるわけではなく、むしろ社会復帰に向けて責任を果たしていくために自ら罪を犯した人々にも支援が必要である。加害者の被害者性にも焦点を当てるという意味で、犯罪に巻き込まれた人々と捉えることができる考える。

今の日本において、加害者の社会復帰は容易ではない。世間からのバッシングで家族は地域を追われ、帰る家もなくなり、仕事もない加害者が、どうやって賠償義務を果たせるのか。自ら犯した罪と向き合い、償いを続けていくためには、更生できる環境が必要である。

事件の背景を見ていくと、加害者の親たちは「被害者」と呼べるケースだけではなく、幼少期に虐待をしていたような「隠された加害者」であり、道義的責任のみならず、民事上の損害賠償責任を負う人々も存在している。責任を有する家族であれば支援は不要というわけではなく、むしろその責任を果たしていくための支援が必要なのだと考える。

(2) 被害者側の支援の課題

差別とは、個人の否定である。世間の同調圧力が奪うのは、個人の選択肢である。犯罪被害者もまた、世間が押し付ける理想の被害者像に苦しめられてきた。

被害者遺族を経験しながら死刑廃止の立場を表明し、被害者と加害者の対話の意義を訴えてきた原田正治氏は、一部の人々からは「理想的な被害者」として注目され、また一部の人々からは「理想的な被害者ではない」と、時に批判を浴びてきた。

原田氏は、自身の家族と加害者、そして加害者家族の状況を以下のように語っている。

「事件によって僕や家族は崖の下に突き落とされました。世間は、崖の上から高みの見物です。誰も僕たちを崖の上に引き上げようとはしてくれず、代わりに、同じように加害者やその家族を崖の下に突き落とすことで『これで気が済むだろう』と言っているようなもの。僕が求めているのは、加害者や家族をさらに奈落の底に突き落とすことではなく、僕が崖の上に這い上がることです」（原田正治著『弟を殺した彼と、僕』株式会社ポプラ社）

加害者家族支援を否定する理屈として「被害者や遺族の気持ちになれば」と、世間は「被害者感情」を使う。理不尽に命が奪われた人々の悲嘆に心を重ねる「被害者感情」は、誰の心にも芽生えうる感情で、事件の被害者だけに限らない。被害者に同情するのであれば、「私」を主語に意見を述べ、被害者を支援すればいいものを、被害者を代理して加害者側に苦痛を与えることがあたかも被害者支援であるかのような理屈が、世間ではまかり

通っている。その背景には、犯罪報道で作られた「被害者像」の影響が強く影響しており、双方の対立と分断を煽っている。

犯罪被害者への経済的支援が不十分であることは、加害者家族の経済状況からも明らかである。加害者家族が地域を追われ、仕事を失うということは、加害者の帰る場所も失われ、経済的に困窮する可能性が高いということである。このような状況で、加害者が損害賠償義務を果たせるわけがない。犯罪被害者に十分な経済的支援が行われることで、被害者の訴訟の負担を減らし、加害者には社会復帰できる環境を準備すべきである。

(3) 隠れた被害者の発掘

被害者・加害者、そして双方の家族だけではなく、犯罪によって傷つき支援の網の目からこぼれている人々は存在する。冤罪になった人々も犯罪に巻き込まれた人々である。再審請求によって法的に名誉が回復された人々ばかりではなく、泣き寝入りせざるを得なかった人々も数多く存在している。また、冤罪にはならなくとも捜査の対象になり、尊厳を傷つけられた人々も存在する。こうした人々の声を救い上げていくことによって、捜査の在り方や司法の問題についてより身近な観点から問題提起が可能となろう。裁判員裁判の時代において、重要な課題だと考える。

また、事件の目撃者や被害者又は加害者の近隣住民で、メディアスクラムに巻き込まれたり、犯人やその家族に間違われ、プライバシーを侵害され、世間からバッシングを受けるといった被害も SNS 時代では起きているのである。

(4) 地域のケア

重大事件のメディアスクラム（集団的過熱取材）は地域全体に影響が及ぶ。1998年に発生した和歌山カレー事件や2006年秋田県藤里町で発生した連続児童殺害事件がその例である。メディアの取材攻勢によって近隣住民のプライバシーが侵害されたり、落ち着かない生活を送るようになってしまったという被害感情を訴えるところはなく、行き場のない怒りは地域で暮らしていた加害者家族に向かうケースも少なくないのである。したがって、犯罪に巻き込まれる人々を最小限にするべく、報道対応が必要である。WOHにおいてこれまで報道対応は実践してきたが、現在、SNS やユーチューバーなどの出現により情報発信のコントロールが困難になっている。表現の自由に十分配慮しながらも、個人の尊厳を守るために法的規制が必要か、法的な議論が課題となっている。

おわりに

被害者または加害者とは、犯罪が起きた後に、メディアや司法によって分断された区分と捉えることもでき、焦点が当てられるべきは、個人としての生き方である。

人生において、被害者・加害者双方の立場を経験する人々も存在している。現在、被害者の立場にあるからといって、将来、加害者になりえないという保証はないのである。どちらの立場であっても、人としての尊厳が傷つけられることなく、困った立場にあれば支援を受け、責任を果たすことができる社会でなければならない。我々が、対立と分断を超えた先に目指す社会とは、世間が押し付ける被害者・加害者像から解放され、自分らしい生き方を選択できる社会である。

(完)

発表論文

- 1) 阿部恭子・佐藤直樹著『脱「世間」のすすめ—誹謗中傷大国日本で生き抜くために』（現代書館、2026）
- 2) 阿部恭子「日本における加害者家族支援のこれから」法学セミナー838号30-35頁（2024）
- 3) 阿部恭子「犯罪に巻き込まれた人々の支援—対立と分断を超えて—」修復的正義の現在—西村春夫先生追悼論文集（2025）
- 4) 阿部恭子著『近親性交—語られざる家族の闇』（小学館新書、2025）

引用文献

- 1) 阿部恭子著『家族が誰かを殺しても』（イーストプレス、2022）
- 2) 阿部恭子著『家族間殺人』（幻冬舎新書、2021）
- 3) 阿部恭子・岡田行雄著『刑事法による被害と向き合おう―被害者加害者を越えて―』（現代人文社2024）
- 4) 原田正治著『弟を殺した彼と、僕』（株式会社ポプラ社、2004）